

公益社団法人全国火薬類保安協会

平素より、火薬類の保安行政に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

今般、令和元年12月7日付けで火薬類取締法が改正され、新たに（鳥獣保護管理法の）指定管理鳥獣捕獲等事業に係る火薬類についても、一定数量に限り無許可譲受けが可能となりました。

これに伴い、関係省庁（環境省、警察庁及び経済産業省）が、実包の取扱い等について協議し、法令・内規等を改正しました。また、その結果をそれぞれの所管団体宛て通知することになりました。

・環境省 ⇒ 都道府県を通じて、指定鳥獣捕獲等事業の従事者・関係者

・警察庁 ⇒ 都道府県警、警察署等

・経済産業省 ⇒ 都道府県を通じて、火薬販売業者等

当省としては、同封した通達文書のとおり、都道府県知事（政令市長）宛て通達を出しておりますので、御参照ください。（サンプルとして北海道知事宛てのものをお送りしていますが、他の地区の通達も御用命であれば、申し付けてください。）

本件について、不明な点等がありましたら、以下の問い合わせ先に御連絡下さいましたら幸いです。

経済産業省 産業保安グループ

鉦山・火薬類監理官付 火薬班

電話 03-3501-1870

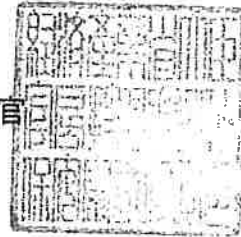
Mail kayaku-anzen1@meti.go.jp

経済産業省

20191205 保局第3号
令和元年12月6日

北海道知事 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法改正に伴う指定管理鳥獣捕獲等事業における実包
の取扱いについて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律¹（以下「第9次地方分権一括法」という。）第11条の施行に伴い、令和元年12月7日付けで火薬類取締法²が改正される予定であり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律³（以下「鳥獣保護管理法」という。）における指定管理鳥獣捕獲等事業⁴の従事者⁵についても、鳥獣の捕獲をすることの許可⁶を受けた者であって装薬銃を使用するもの及び狩猟者登録⁷を受けた者と同様、一定数量以下の火薬類を譲り受ける際、火薬類取締法の譲受け許可⁸を受けずに譲り受けることが可能になります（無許可譲受け）。

1 令和元年法律第26号

2 昭和25年法律第149号

3 平成14年法律第88号

4 鳥獣保護管理法第7条の2第2項第5号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業

5 鳥獣保護管理法第14条の2第8項に規定する都道府県等（都道府県等が法人である場合は、第9条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者）であって、装薬銃を使用するもの

6 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲許可

7 鳥獣保護管理法第55条第2項に規定する狩猟の登録

8 火薬類取締法第17条第1項に基づく火薬類の譲受け許可

これに伴い、環境省、警察庁及び当省が協議の上、以下のとおり制度の枠組みを策定しましたので、貴管下火薬類販売業者等に周知頂くとともに、適切な指導をお願いします。

1. 無許可譲受数量等について

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令⁹の一部を改正する省令（以下、「内閣府令」という。）が、令和元年12月7日付けで施行される予定であり、同内閣府令に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は、従事者証毎に実包300個まで（ライフル用実包にあつては50個まで）等¹⁰について、無許可譲受けが可能となります¹¹。【別添1：内閣府令新旧対照表】

また、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は、火薬類取締法の許可を要さず1日につき実包又は空包100個まで製造すること¹²（無許可製造）、さらに、火薬類取締法の許可を要さず1日につき実包又は空包100個まで消費することが可能となります¹³（無許可消費）。

2. 残火薬類の措置について

火薬類取締法では、譲り受けた実包を消費することを要しなくなった際には、遅滞なくその火薬類を措置（譲り渡し又は廃棄）するよう定めています¹⁴。

これまで、有害鳥獣捕獲に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）¹⁵に基づき、（既に火薬類の無許可譲受けが認められてい

⁹ 昭和41年総理府令第46号

¹⁰ 無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下

¹¹ 内閣府令第4条

¹² 火薬類取締法第4条及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省第88号）第3条第3号の規定に基づき、火薬類取締法第17条第1項第3号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供する実包又は空包について、無許可製造可能。

¹³ 火薬類取締法第25条及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第12条第2号の規定に基づき、火薬類取締法第17条第1項第3号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供する実包又は空包について、無許可消費可能。

¹⁴ 火薬類取締法第22条の規定において、同法第17条第1項の許可を受けた者が火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなった場合において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なく、譲り渡し又は廃棄するよう規定されている。

¹⁵ 平成18年5月15日付け平成18・05・10原院第3号

る) 鳥獣の捕獲をすることの許可¹⁶を受けた者¹⁷については、「遅滞なく」を「3月以内」と解釈し、確実に措置を講ずるよう指導してきたところです。

今般、指定管理鳥獣捕獲等事業においても火薬類の無許可譲受けが認められることとなったため、同内規を廃止・新設し、鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者と同様、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、事業期間終了後、「3月以内」に残火薬類の措置を講ずることとしました【別添2：有害鳥獣捕獲等に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について】。

3. 残実包の転用について

指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため譲り受けた実包の転用については、別添のとおり警察庁から通達が発出されています。【別添3：猟銃用火薬類等の取扱いについて(通達)】

なお、実際に残実包を転用するには、指定管理鳥獣捕獲等事業が公共事業で行われていることを踏まえて、同事業の主体である都道府県等と相談し、公共事業管理の観点で問題が無いことを確認するよう、同事業の従事者に周知してください。

4. 指定管理鳥獣捕獲等事業について

第9次地方分権一括法の審議の際に、衆議院・参議院において、以下のとおり附帯決議がなされています。

「指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者による火薬類の無許可譲受けについては、同事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。」

これを受けて、環境省から指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者である都道府県等に対して、事業実施体制等について記載した通達を発出されています。

【別添4：鳥獣保護管理法の細部解釈及び運用方法についての一部改正について】

¹⁶ 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲許可

¹⁷ 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者（許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）

5. その他

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、実包を無許可で譲り受ける場合は、従前の許可捕獲又は狩猟と同様に無許可譲受票を用いることとします。

従事者が、銃砲の所持許可証、従事者証を提示するとともに、無許可譲受票を火薬類の販売業者に提出するので、販売業者は、

①従事者の本人確認

②無許可譲受票が従事者証に対応したものであることの確認

③購入する実包が所持している装薬銃で使用可能なことの確認

をした上で、無許可譲受票に記載されている譲受け残量の範囲内で譲り渡し、譲受け数量等所定事項を記載することとします。

なお、環境省、警察庁及び当省の3省で協議した結果、無許可譲受票の発行についても従前のおりとするとし、環境省及び警察庁からも関係部局に対し通知されている。【別添5：指定管理鳥獣捕獲等事業における猟銃用火薬類等の取扱いについて】【別添6：指定管理鳥獣捕獲等事業に係る猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについて】